平成２３年（フ）第６号
宮城県石巻市開北４丁目６番23号、前住所宮城県石巻市蛇田字下谷地34番地１
債務者　藤村　孝男
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
三重県津市高茶屋小森町1716番地16
債務者　谷口久美子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７４号
三重県鈴鹿市国府町4922番地の640
債務者　林田久滋こと　ＨＡＹＡＳＨＩＤＡ　ＨＩＳＡＪＩ　ＧＥＲＯＮＩＭＯ
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７６号
三重県津市戸木町2108番地、前住所三重県津市久居北口町2729番地９
債務者　山本　岳彦
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４号
三重県津市雲出島貫町466―１、住民票上の住所三重県松阪市市場庄町1258番地
債務者　小林　　薫
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７号
三重県津市一身田平野393番地１　南建テナント２Ｆ
債務者　加藤　　豊
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１号
三重県名張市梅が丘北３番町221番地
債務者　佐藤真由美
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１２９０号
神戸市東灘区深江南町２丁目10番19号
債務者　井垣　淑子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６５９号
神戸市灘区薬師通１丁目１番19―401号
債務者　常徳　**隆**彦
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２号
神戸市兵庫区水木通１丁目５番14―201号
債務者　田中亜以子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１号
神戸市長田区梅ヶ香町１丁目11―19梅ヶ香住宅201号、住民票上の住所兵庫県宝**塚**市小林４丁目７番45―７―406号
債務者　深川　明美（旧姓大月）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３号
兵庫県豊岡市八社宮781番地　ラフレ・シエル101号、前住所京都府福知山市駒場新町３丁目１番地の２
債務者　古川　文之
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第３号
鳥取県鳥取市湖山町南５丁目446番地
債務者　松下　　稔
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２８号
鳥取県境港市湊町165番地
債務者　下村シメ子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２２９号
鳥取県境港市湊町165番地
債務者　下村　省吾
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２３０号
鳥取県米子市淀江町淀江229番地１
債務者　松本　忠男
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２３７号
鳥取県米子市皆生温泉３丁目15番18号　201号
債務者　安達　厚美
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部